

審議会等の会議結果報告

1	会議名	第4回津市上下水道事業経営審議会
2	開催日時	令和3年6月29日(火) 午後2時00分から午後5時00分まで
3	開催場所	津市上下水道庁舎 2階大会議室
4	出席者の氏名	(津市上下水道事業経営審議会) 加治佐隆光(会長)、小黒敏克(副会長)、今井和美、 小川友香、関口敦子、高山幸憲、畑井育男、藤田雅子、 松井信幸 (事務局) 上下水道事業管理者 田村 学 上下水道事業局長 松下浩己 上下水道事業局次長 格嶋淳夫 水道工務課長 山崎浩史 水道施設課長 池山裕介 上下水道管理局长 浅井英幸 上下水道管理局次長 野田浩司 経営企画担当参事(兼)経営企画課長 上嶋幹久 上下水道管理課長 濱地秀幸 営業担当参事(兼)営業課長 奥村登志男 上下水道管理課管理担当主幹 栗本みどり 上下水道管理課管理担当主事 川邊康太 上下水道管理課管理担当主事補 安部穂乃香
5	内容	(1) 水道事業の経営シミュレーションについて (2) その他
6	公開又は非公開	公開
7	傍聴者の数	1人
8	担当	上下水道管理局上下水道管理課管理担当 電話番号 059-237-5811 E-mail 237-5811@city.tsu.lg.jp

議事内容 下記のとおり

上下水道管理課長

お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただ今から、第4回津市上下水道事業経営審議会を開催いたします。

本日は、ご多忙のところ、ご出席を賜り厚くお礼申し上げます。私は本日の進行を務めさせていただきます上下水道管理課長でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

当会議につきまして新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、現下のまん延防止等重点措置等の実施に伴うリモート参加、ソーシャルディスタンスとして座席の距離を空けさせて

いただくとともに、アルコール消毒やマスクの着用などの対策を講じておりますのでご協力をお願いいたします。

また、津市の「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき公開としており会議結果をホームページに掲載いたしますのでご了承くださいたいと存じます。

それでは開催にあたりまして上下水道事業管理者から一言ご挨拶申し上げます。

上下水道管
理者

【挨拶】

上下水道管
理課長

続きまして本日の出欠状況でございますが、委員 10 名中リモート参加の関口委員を含めまして出席委員 9 名でありますことから津市上下水道事業経営審議会条例第 6 条第 2 項の規定に基づきこの会議が成立していることをご報告いたします。阿江委員におかれましてはご都合によりご欠席です。

なおリモート会議ソフトの都合上、会議の途中で再接続の必要が生じる場合は 5 分程中断させていただく場合がございますので、予めご了承下さい。また、ご発言に際しては必ずマイクをご使用いただきますようお願い申し上げます。

次に、お手元に配布しました資料の確認をお願いいたします。まず第 4 回津市上下水道事業経営審議会事項書、座席表、水道料金の設定の考え方等について、今回の配布資料は以上 3 点でございます。これらに加え、先にお渡ししております計画書ファイルも適宜参照いただきながら進めてまいりたいと思えます。配布済みの計画書のファイルを本日お持ちでない方はお見えでしたら事務局で若干準備しておりますのでお申し出ください。よろしいでしょうか。

それでは審議会条例第 6 条第 1 項において、会長が議長を務めていただくよう規定しておりますことから、加治佐会長には議事の進行をよろしくをお願いいたします。

加治佐会長

それでは、これより私が議長を務めます。議事運営につきましては委員各位の格別なご協力よろしくをお願いいたします。お手元の事項書 2 の協議事項に入りたいと思えます。本日の進め方ですが、前回と同様に最初に 1 の「水道料金等の設定の考え方等について」に絞ってご協議をいただきたいと思えます。その後協議事項 2 「その他について」は下水道工務課長及び下水道施設課長が入室の上、下水道事業に関するご意見等も含めご協議いただきますのでよろしく申し上げます。

また公開対象の会議でありますことからご発言の際は挙手のあと指名を受け、お名前を名乗っていただいてからご発言いただきますようお願いいたします。

それでは事項 1 「水道料金の設定の考え方等」について事務局から説明をお願いします。

経営企画課
長

議長、経営企画課長でございます。

加治佐会長

経営企画課
長

はい。

水道料金の設定の考え方等についてご説明を申し上げます。すみません、座らせていただき説明をさせていただきたいと思

います。今回説明をさせていただきます内容につきまして、まず水道料金はどのように設定されるのか等についてと、料金体系をどう設定するのかなの2つに分けてご説明をさせていただきたいと思

います。まず最初に水道料金はどのように設定されるのかにつきましてご説明を申し上げます。

1 ページをお願いいたします。1、地方公営企業法における料金設定の考え方でございます。水道事業は地方公営企業法の適応を受ける公営企業であります。料金について地方公営企業法第21条では次のように規定されております。第1項に「地方公共団体は地方公営企業の給付について料金を徴収することができる」とあり、第2項には「前項の料金は公正・妥当なものでなければならずかつ能率的な経営のもとにおける適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な経営を確保することができるものでなければならない」とあります。ポイントといたしましては「1、公正・妥当なもの」、「2、適正な原価を基礎とする」、「3、健全な経営を確保する」という点でございます。

1の「公正・妥当な料金」とは水道事業者にとってはその料金によって原価を賄うことができ、かつ使用者にとっては提供を受けるサービスに見合う負担であることを意味しております。2の「適正な原価を基礎とした料金」とは適正な原価が料金の基準となることを意味しており、3の「健全な経営の確保をする料金」とは単に損益計算書の収益が均衡するという事にとどまらず、企業としての保有している実態資本を維持できるような資金を確保できる料金でなければならないことを意味しています。

このような法の要請に対し公益社団法人日本水道協会が策定する水道料金算定要領では、過去の実績や合理的な給水・需要予測とこれに対応する事業計画を前提として算出する営業費用に、必要な資本費用を加えた費用を総括原価として水道料金を算定すべきとし、これを「総括原価方式」と呼んでいます。イメージといたしましては人件費、薬品費、動力費、受水費などの維持管理費や減価償却費などの営業費用に支払利息やその他健全な経営を確保するために必要な費用を加えたものを総括原価とし、これを料金算定の基礎と、基礎経費とするということになります。

2 ページをお願いいたします。総括原価の計算でございます。この表は水道料金算定要領に基づき令和4年度から令和9年度までの6年間の水道事業の総括原価を取りまとめたものでございます。表の下の枠内をご覧くださいと思います。A、総括原価というところですけども、Aが令和4年度から令和9年度までの6年間の総括原価の合計で、合計405億2,414万2千円、Bが同じく令和4年度から令和9年度までの6年間の料金収入見込みの合計で、合計316億5,678万3千円となっ

ております。現行の料金体系では6年間で約88億7千万円不足するということであり、これを補うためには計算上約28%の増額が必要ということになります。これがこれまでご説明をしてきております改定率28%の算出根拠となります。

前回の審議会の中で計画通り28%が望ましいというご意見、28%は上げ幅が大きいためもう少し抑えられないかというご意見、数年ごとに定期的に見直すことを前提とし上げ幅を抑えられないか、などの貴重なご意見をいただきました。

3ページをお願いいたします。2ページでもご説明をしましたように現行料金による料金収入の見込みは合計316億5,678万3千円でございます。これに28%の改定を行えば総括原価の合計405億2,414万2千円が賄えると想定をしております。仮に令和4年度から令和6年度までの3年間の改定率を20%に抑制いたしますと、28%の改定を行った場合と比較いたしますと3年間で約12億8千万円の差が生じてしまいます。総括原価と現行料金との不足分に加えまして、この12億8千万円の差額も令和7年度から令和9年度までの3年間で補う必要が生じますので、令和7年度に再度約13.5%の料金改定を行うことが必要となります。2回目の改定後の料金体系につきまして、現行の料金体系と比較すると改定率が36.2%に相当することになります。

このことから負担の平準化という意味におきまして令和4年4月からの28%の改定を行うことが、利用者負担の観点から望ましいものと考えております。

また、定期的な見直しというところは先程の部分でもご説明を申し上げましたが県内の他の事業体、都市が一体どの程度の間隔で料金改定を行っているかを調べてまいりました。これにつきましては、桑名市さんは4年に1度料金の見直しを行う、改定する場合も改定しない場合もありますけども4年に1度見直しを行うということも位置づけられておりますがその他の市におかれましては前回、改定されてから6年経過をしていますが今のところ次改定する予定はないという自治体が3自治体あります。それ以外は現行料金になって10年以上、前回の改定も10年以上長いところでは20年、前々回の改定から前回の改定まで20年を要した自治体もございます。

また類似事業体のほうも確認をさせていただきましたところ5年に1度程度改定をしているところが1事業体ありましたが、その他の事業体につきましては10年以上、長いところでは37年経過してもまた上げていないというところもございます。これはそれぞれの事業体の事情によっても異なりますが、必ずしも定期的な見直しを行ってきたわけではないのかなど。考えております。

また、今回28%上げさせていただくということは基本計画でもお示しをさせていただいてはいたしましたが、平成30年から令和9年度までの10年間の事業計画をご提示した上で、その10年間において28%の料金改定が必要であると計画でもお示しをさせていただいております。ですので改定のタイミングとしては、10年間の長期計画の中で、1度見直しをするということで行けば定期的な見直しを行っていないということには当たらない

いのかなど。全体計画を見た上での資金需要と収入の見込みを持ってですね料金改定を行うべきものであらうと考えております。

上下水道管理局次長

失礼いたします。資料に誤りがございまして訂正をさせていただきます。

2ページをお願いいたします。下の枠で囲った欄Aの総括原価の総額を405億2,414万2千円と表記しておりますが、正しくは405億2,441万2千円でございます。必然的にそのBのほうで改定率を計算しておりますがその欄も同様でございます。

ちなみにこの計算をいたしましても改定率28.01%というのは変わりはありません。お詫びして訂正をさせていただきます。お願いいたします。

加治佐会長

今、前回議論いただいた内容に基づくシミュレーション結果から今後の水道事業の経営状況を踏まえた改定率の考え方について事務局から説明がありました。

このことについてご質問、ご意見がございましたらご発言願います。各委員の先生方、いかがでしょう。

関口委員

関口でございます。

加治佐会長

はい、関口さんどうぞ。

関口委員

はい。前回、私のほうから定期的な見直しとですね、それで今回こう抑制するというような検討というのはいかがでしょうということをお願いしまして、事務局におかれまして、このような検討をしていただきましてありがとうございます。

検討の結果、やはり10年間程度の見直し幅をすることでですね、途中、後半になればなるほどきつくなるといったようなことを、避けるというほうが市民のご理解を得られやすいんじゃないかということの結論であったと思います。後半、7年以降の料金、その段階では確かに13%、14%ですかね。とはいえ、現行の料金とはかなりの上げ幅ということになるということなので、ここら辺は「これが正解」というところがあるものではないと思いますので、10年間程度の見直し幅で平均的にやっていくのがよかろうというご検討をいただいたということで理解をいたしました。ありがとうございます。

加治佐会長

はい。他いかがでしょうか。

今のお話についてもいかがでしょうか。何なりとどうぞ。

はい、高山さんどうぞ。

高山委員

ニュースで結構、東京・関東地方で水道の溢れとかああいうのがかなり放送されてますんでね。38%でもいいと思うんですけど、そういうこと各自治体で45年くらい、地区だったら水道、全部配管やり直しましたんでその辺の理解をいただけるように。ただ「数字からこうなった」って言うんじゃないしに、自治区

とか「耐用年数が今 40 年近く経ってぜひともこんだけの幅、必要なんだ」という、形式的に言うんじゃないにね、具体的な事例をできるだけ割いていただいて、その理解をできる工夫をやっていただきたいと思います。

加治佐会長

はい。説明の仕方のことだと思います。その点も含めていかがでしょう。

前回との意見の重複もあって構いませんし、ご自由にご発言ください。

小黑さん前回欠席でしたが、何かあればどうですか。

小黑副会長

私はこの「28%増額改定が必要」とこの 28 の数字が正しいかどうか、妥当かどうかということには何とも申し上げることはできませんが、「今、値上げしなければならぬかどうか」、ここのあたりはもうちょっと慎重に考えていただきたいと思うんですが。と言いますのは、これから人口が下がってくるわけですね、少なくなってくる。っていうことは受水量、受水費、水を作る経費自体も下がってくると思う。だからこの経費の中でもう少し見直しをして、減額できるものを減額して極力節減、原価の節約に努めていただきたいと思います。

それから、人口が減れば使用量が当然下がってくると思うんです。これはもう仕方がないことで。使用量が下がるっていうことは未だかつてなかったと思うんですが、いかがですか、皆さん方。そういった現象を取らまえて十分にその原価の節約、こういったものも考えていただきたいと思うんですわ。でないとな住民に皆さんの理解を得られないのところがうんかと思われま

加治佐会長

はい、事務局どうぞ。

上下水道事業管理者

はい。経営の大きな話ですので私から。ちょうどその前々回の会議の時にですね資料の中で、今まで取り組んできた経営努力という部分でですね経費の節減、どのくらい取り組んできたかっていうのはご説明させていただいたつもりでありました。18年の1月にですね10の市町村が合併して水道事業、今の津市の形の事業体になったわけなんですけれども、当然その10個の市町村が合併しておりますので非常に多くの施設を持っております。施設がいっぱいあるということは維持管理経費もそれなりに掛かるわけなんですけれども、合併以来ほぼほぼですねその、先程おっしゃっていただいた給水に掛かる費用っていうのは何とかほぼ横ばいとぐらいで推移してくるような、普通なら増えていくところを何とか横ばいぐらいで頑張ってきたという過去がございます。

ただ、今おっしゃっていただいたようにこれから先人口減少がどんどんどんどん加速してきますと水の使用量、当然減ります。使用量が減るということは料金でいただく我々の収益、これも確実に減っていきます。ところが水道施設ですね、管路にしても、上水の設備、排水の設備にしてもですね簡単に需要が減ったからと言って縮小できるものではないと思います。何十年

サイクルで考えていって何とか少しずつスクラップアンドビルドができていくような状態ですので、横ばいが精一杯っていうふうなことと併せて考えていただければよろしいかと思うんですが、自分たちで言うのもなんですけれども経営努力です。これ以上経費を圧縮するっていうのはもうそろそろ限界が近い。言い方あえてこういう言葉使わせていただきますと「売り上げは確実に減っていく、そうなるを維持していこうと思えば申し訳ないんですけども単価に手を付けるしかない」というのが現状の経営状況っていうことでご理解いただければと思います。

加治佐会長

はい。他いかがでしょう。はい、小川さんどうぞ。

小川委員

確認なんですけれども先程副会長さんおっしゃった、その人口減少によって収益が減るといのはもうシミュレーションに織り込み済みということではよろしいでしょうか。

経営企画課長

基本計画の中でシミュレーションのほうで、織り込んでおります。

小川委員

ありがとうございます。

あと、その、この審議会の前から何度もシミュレーションを行っていただいております、それをこのうちの何人かの委員も一緒に見てきておるので、その中でも毎度毎度、経営努力をしていただいております、経費を削っていただいておりますというお話は出ておるので、それは解った上で考えとしてはやっぱり増額は仕方ないのかなという意見でございます。

加治佐会長

他いかがでしょうか。
今井さん。

今井委員

何度も如実に考えていただいて経営努力、それから原価のこと、経営の中でできること全てをやりつくしたうえで来年度から28%の値上げをっていうふうにお話になられていくんですけれども、このままここで座って首を縦に振るわけにはいかないっていうのが市民としてここに座る私の、今立場なんですけれども。

これだけ努力をしていただいているっていうのを前々回、前回と今回もたくさんの資料を調べて調べて数字化して、時間もかけていただき、相当な努力をしていただいているのは解ります。本当に労いたいと思いますが、そこで「単価に手を付けるしかない」というよりは単価に手を付ける前に、単価に手を付ける前の全部資料が出てからなんですけれども、やっぱりこれだけ値上げしないと悪いことが起こって、散々な老朽化した管や色んなところに悪影響が及びますよっていう資料を見ても、やはり何とかできないのかなっていうところが市民感情としてもありますし、コロナ禍で各減収、それはもちろん水道局のほうもそうなんだろうけれども、減収の1つには皆さんが水を買いにスーパーに並んでいたり、水をペットボトルで大量に箱

買いしている姿をよく見かけますけど、そういうのもやっぱり時代の流れとしてあるのかなと思いつつ見えています。

私は水道水が心配ならば沸騰して20分間おけばトリハロメタンは除去されると思って、それを信じて使ってますけれども、この時点で今経済が大変全て困窮している世帯や中小企業もそうですけれども、その中で上げるのが果たして市民感情として受け入れられるかとか、住民の方に理解が得られるかというよりは、私は1つの市民なので、1人の市民なので、私自身市民として他の方々の声も一緒に届けたいと思ってここにいるので、やはり値上げありきというところから始まっているような気がして、ちょっととまどわずにすみません。値上げ無しで行くとこんなことが起こりますって言うのは、ネガティブなことばかりを示されていたのでそれ以外に値上げしたらこうですけど、値上げしなかったらっていう場合をとことん。両方が最初にフラットな形で出てきたらちょっと違った方向になったのではないのかなと思います。今のところこれだけ手を尽くしていただいた資料見えます限り、値上げしないとは言いつらい雰囲気になっております。これはちょっと、私には危ないなと思っております。

どれだけ困った人がいるか、どれだけ困窮している市民がいるか、その点を忘れないでもっと痛みを感じて欲しいところなんですけれども、これは非常に言いにくいんですが水道局の方がこれだけ頑張っておられるのに「もっとやれ」と言うのも言いづらいんですが、それでも市役所挙げて、行政挙げて「今市民のために何ができるか」、色んな観点から論を戦わせて欲しい、そういう時ではないかなと、今戦いなんだなと思っております。コロナ禍が完全に抜け出したとしても経済の打撃はしばらく傷として残ると思います。大変みんな生活が苦しい中で、これは事務局に回答を求めるものでもありませんがもう少し考えていただければなと、切に願っております。

加治佐会長

事務局に回答を求めるわけではないんですが、事務局のほうからでも何か、そういった少し広い視点での説明あれば、はい。

上下水道事業管理者

すみません。回答は求めないというようなおっしゃりようでしたけども、市全体でももう少し大きく考えてもらったというふうなこともご発言にございました。

ここでご議論いただいているのはあくまで水道という事業の経営状況ということで、今このような世の中ですので、このコロナの関係で色んな意味で苦しんでおられる方、それから疲弊しておられる方、辛い思いしておられる方、いらっしゃる、こんな時に「お前ら値上げをしたいと言い出すのか」というふうなこと。これも1つの確実な市民感情やと思います。計画から行けば本当は去年ですね、そのタイミング。幸いにして1年送っても何とか影響はなしに行けるっていうことで、今このようなご提案をさせていただいてるわけですけども、去年はその今以上のそんなに値上げなんてのは言い出せる状況じゃなかった。様子を見て延期をしてきたわけですけども、これも申し訳ない

んですけれども1年、1年とですね延ばせば延ばすほどもう確実に経営が追い込まれて行って苦しくなるというのは、以前にお出しした資料でもある程度読み取っていただけてとも思いますが、多分このままでいけばただけ頑張ってもあと3、4年すればですね、3年ぐらいかな、予算が組めなくなります。貯金が底突きますので。そうなると、もう安定給水すら危なくなってくる。水が急に止まるということはあってはならないことなんですけれども、これを簡単に一般会計の税金で補填してもらえればいいじゃないかというわけにはいかないというのがこの独立採算の水道の事情です。

なので市全体で考えるという1つにはそういう一般会計から、その分、足らん分を補填してもらって料金をその分先延ばしすればいいじゃないかというご意見もですね確かに議会のほうからもそういうご意見もありました。

ただ、やはりそれに手を付けるということは結局は苦しい市の財政の中で、他にできることを諦めて水道料金を安く抑えることに皆様の税金を使ってしまうことにもなりますので、これは非常に大きな判断になると思います。

中々私もちょっとまとまらない話し方で申し訳ないんですけども、ここでやはりそういう意味でお叱りを受けながらもですね、まっすぐにこの水道事業の経営をお伝えして真摯にご理解を求めていく、それが今我々にできる精一杯のことかなというふうに思っております。

加治佐会長

他いかがでしょう。はい、小黑さんどうぞ。

小黑副会長

今、原価のほうでどうしようもないというような回答でございましたけれども、これは人口減少で受水費、受水量が少なくなれば受水費は下がっていくはずなんです。それが上がって行くとね、このシミュレーション。それから動力費も下がると思うんです。もちろん薬品費もいらなくなってくると思う、少なくなってくると思う。この表だけでそのくらいのことしか言えませんが、これ6ページのここで細かく出ているけれども、分解してもらっているけれども、ここらあたりで1つ1つ皆さん方チェックはされとると思うんですけど。

やっぱり独立採算の企業と同じですから。独立採算の会計持って見えるんやで、やっぱり企業的な発想で、やっぱり節約、節減に努めていただいて、その上で、上で「これだけは1つお願いしたい」という線を1つ出していただきたいと思うんです。28%ってこれ一口で言うけど約30%なんです。他の企業で、一般企業で30%の値上げをするようなものってありますか。特に電気とかね、水とか、生活に切っても切れないものについてはこのような大きく変動するようなこと、恐らくないと思う。中電さんの電気でもこの頃どうなっています。あまり上がっていないと思うんです。それだけ経営努力されとるやと思うんです。皆さん方には大変申し訳ない。きついこと言うかわかりませんが、やっぱりそれを2つ3つ出していただいて「ここまで絞り込んでいます、経費のほうは節減に努めています。でもこれだけは必要なんです」と言うような、皆さんに分かる

ような線をいっぺん出してもらえませんか。今日は私もだまっとろうと思ってたけども、やっぱりこれ 30%は大きいです、と思います。

加治佐会長

いかがでしょうか。事務局、はいどうぞ。

上下水道事業局長

副会長、小黑さんからのご質問ですけれども受水費が増えておるということ、これ数字的には年々上がっております。これの理由の説明ということですが、実はこの受水費というのはですね、県営水道を津市は買っております。これが受水費に当たるわけですが、年々増えてきている1つの要因はですね、実は自己水源、元々旧市町が持っておりました浄水場、水を作る所ですね。ここがですね、もう既に、合併前に100%水が取れた、水をですね、井戸から汲み上げられた、または川から取れたっていう状況からですね、もう既に水が非常に枯渇してきておりました。悪い所では当時を、合併前を100とすればですね、悪い所ではもう60%程度しか水が取れなくなってきた、そういう状況が各旧市町の浄水場で発生してきております。

それに伴って、先程人口減少があって水は減ってきておると、使用量は減ってきておるのでいいのではないかとということに繋がるかと思うんですが、実はそこにですね、やはりそこで供給されておるエリアについては、その水を使っておる方につきましてはどうしてもそのエリアで水を供給しなければならないのでそのためにはどうしていくかということを検討していく中で、基本計画の中ではですね、この水を使う、新たにですね、水が枯渇をしてきておる所に新たな水源を調査してですね水を作りに行くのかという話も考えられるわけですが、それにはですね、莫大な投資が必要になってまいります。それから調査も必要になっております。実際に調査を過去に行ったデータを見ますと早々ですね水もたくさん地下からどんだけでも汲み上げられるような状況でもございませぬし、また地盤沈下の状況の影響も出てくるということからですね「それでは1番安く皆さんに安定した水の供給をするためにはどうしたらいいか」ということを検討しました結果ですね、現在県営水道の供給がちょうどありますのでその契約水量の中でですね、十分賄えると。これは先程申し上げました元々合併前に100%欲しいということで各市、町が、合併前市、町がですね、県と契約をした、しかしながら人口減少や節水機器の普及に伴って使用量も減ってきておることからですね結局そういった100%に行かずにとどまっておるといところ、ここの空きの、空きの部分ですね。この空きの部分を利用することで新たなですね、今ある施設を新たに作って水を供給するよりは県営水道で賄ったほうが非常に安くて、非常に投資額もですね、安くでき、かつ安定した供給ができるということから県営水道に切り替えることの計画をいたしましたことから、この受水費が年々増加しておるといことの数値でございませぬ。

それから動力費につきましてもそういった施設を新たにですね、浄水場、水を作る施設を作るよりはポンプでですね、水を供給していくということも、局部的には必要になりますもので、

そういった県営水道を活用することによってですね、ポンプの稼働も必要になってくる部分もあるので、そういった部分で動力費もそれに伴って増えてきておるものでございます。以上です。

加治佐会長

他いかがでしょう。今の話諸々含めまして。はい、小川さんどうぞ。

小川委員

何年もこの水道事業の経営の事の委員会で携わらせていただいております中で、もうだいぶ様々な経費削減や改善策等を考えていただいて、なるべく料金も上げずにここまで来てしまったと言うか、来ていただいたと言うか。それがここまで来てしまったので30%に近い金額に上げざるを得ないところまで来てしまったという理解でおるんですけれども、それをももちろん私も市民としては値上げないほうが勿論いいとは思ってますけれども、ただ何年もそういう状況を見てきておって今に至っておるのではないかと思うのですが、それを今、何と言うんですかね。何かずっと同じ話を、何年も申し訳ないけどしていただいておりますので、多分前からいられる委員は同じことかと思うんですけれども、進んでいないような気がして今後どうしていけばいいのか、その私も市民としては増額はないほうがありがたいですけれども、それを言うてしまうとこの委員に呼んでいただいております意味もなく、何年もどうしようかと言っておる状況に意見を述べさせていただいております意味がないような気がしてしまうので、そう思っているのですが、いかがでしょうか。

加治佐会長

どうぞ。

上下水道事業管理者

小川委員おっしゃっていただきますようにですね、合併後、合併の時は10の市町村の中で当時合併調整、合併を成就させるという大義の中です、当時一番安かった旧津市の料金に統一、ただしその状態で経営が成り立たんのは多分その時点で分かっと思ったと思いますので、3年以内に見直しますよという前提を付けて1番安い津市の料金をいったん採用したと。ふたを開けてみるとたちまち経営破綻の状態になって、3年どころか2年で改定をせなあかんようになったというのが平成20年に1回、実質的な水道料金の改定をしたのが旧津市では1回だけあります。それから今大体、約13年ですけども良い言い方をすればそれまで経営努力を重ねて、何とか安い料金のままですね、維持をしてきたという13年間だったんだろうと。3年前に計画を作る段階です、その辺は、もう小川委員もその時から関わって見えましたのでその時の議論を思い出しておっしゃってみえるんだろうと思いますけれども、今のままの状態では立ち行かないというのはもう今後の10年間の投資、建設改良事業をどれだけやっていくか。逆に言えばどれだけの建設改良事業をやる必要があるのかということも全部分析してですね、現行の第2次基本計画の中には落とし込んでます。先程申しました総括原価の考え方にしてもですね、それらの、これからやらなければならない仕事。安全・安心な水を安定的に供給するとい

う我々の最大の使命を果たしていくために、管路・施設を維持していくためには、新設というのはもう今水道が現実ありませんから維持のための更新なんですね。これをしていくための資金っていうのがこれだけ要ります、これだけの事業をやりまうすっていうのは200億を超える事業を10年間でやっていくということを立てあって、今既にその通りにほぼ実行してきてます。それはその時点で、それまで耐えて頑張ってきた時の貯金がある程度残ってましたから、今までは。やってこれたんですけども、もう貯金に頼っているだけでは立ち行かなくなってくるというのは計画を作った時点でもうそれが分かっていたので、多分当時のそういう説明を、2～3年後にはこれくらいの改定をしないとこの事業計画を成就することはできないというふうなことでご議論いただいていたということやと思います。ちょっと良い意味で「頑張りすぎて時間が経ち過ぎたからその分上げ幅が大きくなったんだね」ということもおっしゃっていただいたと思うんですけども、乱暴な言い方をすれば抑えようと思えばですね、投資額を多少、前回か前々回にそういうふうな工夫もやろうと思えばできやんことはないですけども、それは古い施設を先送りするだけなので今以上に安定的に供給することに支障が出かねないと、それは避けたいということでお示しさせていただいた案になりますので。そういうことで説明になっているのかどうかわかりませんが、どっちにしても経営を維持するためというのだけじゃなくて施設を維持するためにも必要な財源確保ということを見ると先程申し上げた総括原価ってのはどうしても出てくる。90億近い足りない資金をどこからお願いするかっていうと我々がお願いするのは料金しか残っていないと。もちろん必要な限りの経営努力は今後も続けますけれども、それだけでも補えるものではないということをご理解いただければというふうに思います。

加治佐会長

松井さんどうぞ。

松井委員

私、今年から入らせていただいたので当初のその色々な計画については存じ上げないんですが、先程その市町が合併した時にですね、たくさん水源があってそれが段々その枯渇してきておるということとか、地盤沈下があるのでというお話をしていたんですが、それであればその経費っていうのは固定費がやっぱりこれからどンドン足かせになってまいりますので、逆にそういった施設については閉鎖をしてですね安く仕入れるために県営水道を使ってられるということをお話を聞きましたので、そちらのほうにどンドンシフトしていくっていう考え方はいかがなんでしょうか。県営水道の、その水源がどんだけ潤沢にあるかどうかはわかりかねるんですけども、やはりその先程から人口の増減ということがあるということであれば、県営水道を利用しておればある程度それで柔軟な対応をできようかと思うんですけども、そこらへんについてはいかがでございますでしょうか。

加治佐会長

はい。どうぞ。

上下水道事業局長

松井さん、本当にまさに、松井さんおっしゃられたようにですね第2次のこの水道基本計画ですけれども、作られた時ですか、旧市・町の段々枯渇してきて老朽化が進んできた、そういった浄水場、施設につきましては県営水道に切り替えて廃止をしていくという計画が、この第2次基本計画の中にも計画上謳われておりますので、それは県営水道に切り替えていくことのほうが安全で、安くて有利でいくということもシミュレーションで出ておりますので、そのように第2次基本計画の中で、計画していく中で進めさせていただいておるのが今の現状でございますし、またこれからも今後のそういった施設のですね、統廃合もしっかり今後の動きを見ながらですね、そこら辺も次の計画にもそういった部分はしっかり取り入れていきたいと考えております。

松井委員

続いてもう1つよろしいですか。

すみません。県営水道のその料金なんですが当然県のほうからの指定があるんかと思うんですけれども、そこら辺の、逆に言うと値上げされるようなリスクとかですね、そこらへんについてはいかがなんでしょうか。ある程度こちらのほうでコントロールが効くんでしょうか。

上下水道事業管理者

県営の水道に関しては津市の場合大きく2つ、雲出川水系の、雲出川、君ヶ野ダムのほうですね、水系の県水道とそれから長良川水系と2つ受け入れてるんですけども、これ単価は統一されてます。どちらの水を使っても基本の料金、それから立米当たりの使用料、これは同じ単価ということになってます。これについては5年に1回見直される形がありまして県とその度にその手前の2年前ぐらいから、言ってみれば価格交渉を。この中勢系というのは津市と松阪市ですので、私どもも松阪市さんとタッグを組んでですね、県と交渉して、前回の改定の時には年間額にすると3千万円ぐらいの減額になるような、わずかですけども。その前も、その5年前も大体3千万ぐらい減、減額になるような、年間のうちの受水費がですね。そういうふうな減額改定を一応、我々ふうに言えば勝ち取ってきておると。まだ5年ごとに見直しはありますのでその度にしっかりと交渉をしてですね。やっぱり直結しますので、仕入れ値になりますから、やっていると。そういうのが現状です。そこら辺のことは、前々回の松井委員は欠席された時かと思うんですけども、これまでの経営努力の時の中でですね県と交渉して受水費の値下げに成功したと、影響額がこれくらいっていうのが資料の中でお示しさせていただいたところであります。

上下水道事業局長

すみません。それで県営水道の活用でございますが、やはり私ども県から水を買っているわけですけれども、この件の施設につきましても津市、松阪はじめましてですね、中勢地域にある一定の量を作るだけの施設を既に県の企業は作っていただいておりますので、それも同じようにですね、使用量が減れば全く私どもと同じように県も値上げせざるを得ない状況になる

っていうことになります。

ですから私どもとしては県の受水費を上げて自己水を減らすということはある一定の県の使用量を保ちながらですね、自己水が枯渇してきているということもございしますので、そういったことで廃止していくことによってですねよりまあ、経営と言いますかそういった部分に、安定にはつながっていくという、こういう連動性があるということをご理解いただきたいと思います。

加治佐会長

はい、どうぞ。小黒さんどうぞ。

小黒副会長

すみません、もうちょっと言わせてもらおう。

県水を使えば人件費も下がるでしょう。人もいらなくなってくる。完全にゼロにはならないと思うけども。そういったところもあるんで、やはりこの総合的に減らせられるものは減らして、この必要経費の中で、原価の中で。そして皆さんに提示すべきだと思います。水が、使用量が減っているのに受水費が上がって行くっていうのはおかしい、どう考えても。県水になると高くなるっていうことはないと思う。今ある施設で水を作って供給するよりも、県水に接続すれば人件費は少なくなる。人もいなくなるし電気代もいなくなる、動力費も下がってくると思う。そこらを総合的にこれチェックしてみると、もう少し変わってくるんじゃないかなと私は思います。ただ、皆さん方がいい加減なことしてるとは言いません。十分に考えてもらってるとは思うんです。県水がセットされる時には関係者と県とこれ十分に協議して県水と対応してますんで、それは出来てると思うんです。だから合併後余分な施設があれば今、松井さんのほうからもおっしゃって見えたようにやはりそこらを整理・統合して余分なものを無くして、やっぱりそこらの経営努力というのはもう少し頑張っていたきたい。でないこの28%の増は無理ですに、これは。それと28%の増額分だけの金額で増を言ってますけども、基本料金とか従量制の単価もってみるんやな、ここ。違ったか。そうやな。だから使用量に応じて上げ幅を変えるとかね、「じゃあようけ使う人には、たくさん使う方には負担を増やす。だから一般家庭ではこのぐらいしか伸びませんよ」とか何らかの対応をできると思うんだけども、そこらは考えてみえますかな。私もちょこちょこ休ませてもらってるんで休みの時の話やったらわかりませんが、すみません。

上下水道事業管理者

後段でその辺を説明させていただくつもりで資料が用意させていただきます。

今おっしゃられた使用量の多い所から単価を上げていくっていう考え方、これ逡増制っていう考え方なんですけどもこの辺だけちょっと補足して説明させていただきますと、かつてですね、高度経済成長の時とか、基本料金と従量料金の中で使用水量が多くなるほど単価が上がって行いくとう料金体系を多くの水道事業者が採用しました。津市もそうです。同じ水だけ多く使うと段々段々高い単価になってくるというふうな料金表になってます。今の流れはですね、それは廃止していこうって

うのが今の流れです。というのは、今我々ですね、今年度の収益でも打撃を受けているんですけども、このコロナ禍の中で思い知らされたところがありまして、今までは大口さんと言われる企業さんが大量に使っていただく水、ここで高い単価でお支払いいただいております、これが全体の収益の中で少ない需要者ですけども高い人数、個数の割には高いシェアを占めていただいております。もう想像つくと思いますけどそういう企業の水の使用量は昨年度からちょっと激減しております。外出自粛の関係もあってご自宅にいらっしゃる時間が長くなっていますから、一般家庭での水の使用量は増えてます。同じだけの水を送っているんですけども収入は下がるという状況がこれ全国的にみんなそうなんですわ。作っている水の原価は変わりませんね。同じだけ送っている、この水の総量も少し減っているんですけども水の送量の、言ってみたら使っていた水の量の減少の割に料金収入はもっと大きく跳ね返っているというふうな状況、これは経営の安定のことを考えるとあまり好ましくないというのは数年前から言われてたんですけども、このコロナのおかげで余計に実感させられておられるという状況で、ちょっと蛇足になりました。

加治佐会長

はい。他いかがでしょう。

特にこの28%に対するご意見等ありましたらお願いします。いかがですか。そのあたり静かですけどよろしいですか。はい、どうぞ。

畑井委員

私も以前のですね、懇談会の中から水道料金の改定なりいろんな施設の問題について参画をさせていただいております。今日皆さんが市民の立場でという意見を色々発言されたんですが、私は懇談会をしている時にもっと厳しい発言をですね、皆さん、事務局のほうへぶつけさせていただいたんです。何回も同じように料金の改定の問題、また戻ってまた改定の問題ということでさせていただいて、この経営審議会に移ってもやっぱり同じような形で議論がされていると思います。私ども市民懇談会で色々な形で議論を申し上げるというよりは、この経営審議会というのは水道を安定的に市民に供給するというのを経営の立場から、また市民目線で考えていかなきゃいけないと思っているんですけど、そうするとですね、単に料金を上げるから市民の納得ができないということだけではなくでですね、私たちが委員として水道を安定的に供給させる、もう1つは管路がですね、改修が今進められているわけですけども、それを円滑に進めて行って「もう管路が破裂する」とかそういうことのないように対応していくことも必要だと思っておりますので、そういうことから言うとはですね、やっぱり28%の料金改定というのをもう是としてですね、是として進めて行かざるを得ないというふうに思っております。合併の時にはある市町村は60%くらい安くなっているんですよ。旧の料金から比べたら40%、半分になっている所っていうのもあります。そういうふうな形で政治的な決着で料金を改定されたというところもありますけれども、そうではなくてやっぱり企業会計は企業会計と

して、やっぱり経営の問題で取り組んで行っているわけですから、そういうふうな議論を進めていただければなあというふうに思っております。

経費の節減の話も、もう私も以前は会社の経営やってみましたからもう凄くいろんな形で資料もいただいて、議論もさせていただきましたが、やはり安定供給という面からいけば今の28%っていうのはもう最低の線かなあというふうに思っておりますので、そういう面で審議を前に進めてもらえればありがたいと思っております。以上です。

加治佐会長

藤田さんどうぞ。

藤田委員

私も小川委員と畑井さんと同じだけここにお世話になっているので同意見です。数字がこう踊っていてよくわからないのが正直なところなんですけど、ずっとお話聞いてきた中で値上げは必然なんだということはもうずっとわかっているんで、私も同じように進めていただきたいなあというふうに思います。個人的に云々って言いだしたらうちもそんなにね、安いのがいいかわからないけど、必要やというふうに納得しておりますので、もう進めていただければなあというのが意見です。

加治佐会長

いかがでしょうか。究極的には水道局の方々へ市民との信頼とか、信用とかそういうところに行きつくのかなという気もしてきておりますけども、少し県水については話がちょっと具体的に出了かな、かなり出たかなという気がします。広報ですか、拝見していた時には「昔からの津の水を飲みたいです」という話もどこかに載っていたりしてですね、市民の方々が県水を飲みたいのか、飲みたくないのかとか、言うところも話が掘り下げていくと出てくる可能性がありますので、あまりこの委員会で今日の結論としてですね「もっと県水を」というのはちょっと次の話題のためですね、素材としてですね合理化をしてくださいという県水をとのお話だったと思いますので、ぜひより良い経営ができるようにという気持ちはみんなの委員の方々も一致していると思います。

あと、そうですね。その上で少し、1つ私から質問よろしいですか。民間の会社のこと私存じませんが合理化ですね。合理化っちゅうのは役所って言うんですか、こういう公的な機関ではその平たく言うと首切りは簡単にはできないと思いますね。ポンプ場もいらなくなったからそこでポンプ場で働いていた方々、仕事明日からどうするんだというような問題は、恐らく民間であればまた新たなビジネスを展開していくことできるかもしれないかもしれませんが、皆さんは水道の仕事以外のことしたら恐らく良くないわけですので、足かせもあると思いますので、そういうその合理化に際しての人員の配置って言いますか、そのあたりの実情を少し伺いたいんです。あまり早急なことが、合理化ができない理由の1つはそれかなあという気も少しいたしました。

上下水道事

人員削減についてはですね単純に比較しますと、合併時の10

業管理者

の市町村が合併した時はこの水道事業に携わる職員だけで 135 人いました。それが今ですね、そこから 33 人減って 102 人っていう体制でやっています。これ、全部が全部ですね仕事を失くしたわけではなくて民間事業者さんに委託することによって施設の運転管理をやってもらっているところもありますけども、今水道ではですね、有人の、人を配置している施設としては 3 つやな、片田浄水場と高茶屋浄水場と三雲浄水場の 3 つだけ。あとは合併によって持っている小さな浄水施設などは人が常駐しておりません。担当の職員が巡回でですね点検業務に回っていると。これもほとんど最低限の人数でさしていただいているかと思っています。うち高茶屋、三雲の 2 つは民間委託で正規の私どもの職員は常駐しておりません。包括委託という形で完全に、民間に委ねています。これで多少は委託料が直営の person 費より正直言って安いもんですから少し浮いていると。片田浄水場については、やはり安全な水を作るノウハウっていうのを 1 つぐらいはやっぱり持っておかないという思いも私自身にはあるんですけども、そこは直営で維持しています。これも 24 時間交代勤務でやっているんですけども、最低の人数で回しているような状態で、余談になりますけど誰か 1 人コロナに感染する職員が出たらえらいことやなっていうことで、そういう時のシミュレーションもしながらですね、誰か応援に行ける職員、元いた職員のリストアップなんかをしているとか、それぐらいぎりぎりの陣容でやっている状況であるということがご理解いただければと思います。

加治佐会長

わかりました。あと 1 つわかったのはかつての県水の導入、渇水のための保険的な、安定的な供給のための県水の導入と伺っていましたがけれども、今の説明によりますとむしろ、その旧来の片田浄水場とかのほうが安心・安全な水のための保険的な位置づけと言いますか、にもなってきているという、そこまで来ているということなんですね。

上下水道事業管理者

ちょっと誤解を与えるような発言であったかと思えますけれども、大きな浄水場 2 つは完全に包括的に民間に委託していますので、これをそのまま置いとくと我々水道の事業者として自らが安全・安心な水を作り出すというノウハウを全部民間に渡してしまうことになります。で、片田浄水場は昭和の初めから動いている非常に歴史ある浄水施設でありまして、中でもですね、緩速ろ過って言いまして生物のバクテリアによる自然の砂ろ過だけでやってる本当に昭和の初めから機能している施設も持っている。で、新しい急速ろ過という薬品を使って水をきれいにするっていう設備も両方併用しているような歴史ある所ですので、ここを運営していくノウハウをですねやっぱり伝えていきたいなという、これ私の個人的な思いでもあるんですけども。そういうふうな自前でちゃんときれいな水を作れるノウハウを持っていないと民間と対等に話も出来なくて、最後は敢えて申し上げると言いなりになるようではあきませんので。

もう 1 つ補足申し上げますと今県水の話ありましたけど、県の水道の卸値は立米当たり 39 円なんですね。随分古い試算です

ので今もうちょっと上がっているかもしれませんが、片田浄水場の立米当たりの原価も30円切っている状態ですので、片田浄水場に関しては少なくとも県営の水道を使うよりも原価的には安いってということで、基本は片田の水系は、片田から送っている水は片田をメインですけども会長おっしゃっていただいたように長野川という雲出川の支流一本が原水取っている川ですので、そこが枯れるとなかなか思うように水を作って送れないっていうふうなことも実際に、ここらでは実際に起こっているんです。去年とか一昨年なんかはですね。そういう時はちゃんと保険として県営水道がちゃんと片田は全部つながってますので、それをようけ入れることによって市民の皆様には蛇口ひねったけど水が出やんということが起こらないような状況を保っているっていう状態です。もちろん片田の自前の水を使うほうが経費的には安いですから、それをなるべく多く使いたるところではあります。閉鎖を予定している小さな周りの町村、町ですね、持ってたところに関しては、過去の分析においては施設の維持管理経費とか、それから水源自体が枯渇してきている状況、やっぱり水を作り出す費用を考えてもですね、39円の県水を買ったほうが安いって分析結果も当時出ておりますので、ましてや今後施設の老朽化に伴う更新が来たらインシヤルコストすらですね、出してたら、非常に結局これ料金に跳ね返る話ですのでそういうのはもう閉鎖して管路だけを維持していくような形に変えていくと。その分、我々は他に人を投入してもっと工事のペースを上げていくとかいうふうなことに使いたいなっていうふうな状況です。

加治佐会長

わかりました。ノウハウとかコストとか総合的に考えて今のバランスがあるということですね。いかがでしょうか。一応、どの委員の方々も発言していただいたとは思いますが、今日のこの話の前半はですね一言で申しますとこの28%、良しや悪しやと。まあマルかペケかと。ペケなら、例えば20%なら良しとするかというところに、今日のところはですねちょっと的を絞ってですね今後の市民の方々への説明のタイミングとかありますので、とりあえずはですねこの28%を諸々の説明を信用してですね「よし、28%にしてください」とするか、あるいは「ちょっと別の案で行きましょう」とするかというところが今日の1番の出さなければいけないところかと思いますが、結論としてですね。事務局、どうですか。

上下水道事業管理者

審議会として1つのまとまったご意見といただけるのはもちろん私どもとして本当にありがたいことなんですけども、迷いなくいけますので。ただお1人、お1人の委員さんの思っているのはそれを無理矢理強制的でもないとは思いますが、概ねこの方向ぐらいついていう集約がいただける中で「こういう反対意見もあった」っていうのが、私が申し上げるのもあれですけどあってもいいのかなと。ただ概ねの方向に向けて私どもは今、私が感じさせていただいているのは多くの委員さんが「しょうがないよね」っていう感じで思っていたらいいと思っておりますので、こういうふうな申し上げようになるんですけども

反対意見があっても当然ってというのは私も思いますので、無理矢理「1本に絞ってください。マルペケで、多数決採ってください」っていうほどのことはお願いすべきではないのかなっていうふうに思っております。

加治佐会長

わかりました。ホッとしました。多数決は採りませんので。じゃあ、この空気を事務局で汲み取っていただくということで前半は終了しましょうか。よろしいですか。では、どうでしょうか。3ページまでのところまでにつきましては以上の通りご意見があったということで10分ほど休憩を入れていただければと思います。次は10分後ですから半ですね、3時半からまた続けさせてください。後半説明いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

【休憩】

加治佐会長

休憩前に続きまして引き続き事務局から説明をお願いします。

経営企画課長

4ページ以降ご説明を申し上げます。4ページ以降につきましては料金体系をどのように設定するかということで説明をさせていただきます。

4ページの3. 総括原価方式に基づく料金体系ということでございます。改定率28%約88億7千万円の増額どのように料金体系に反映するかということでございます。

基本的には考え方といたしましてまず総括原価を需要家費、固定費、変動費に分解をいたします。需要家費は使用水量とは関係なく需要家、つまり使用者が存在することによって発生する費用でございます。具体的には検針や集金に要する費用、量水器、いわゆる水道メーターに、関する費用などをいいます。固定費とは使用水量とは関係なく施設を適切に維持していくために固定的に必要となる費用でございます。具体的には施設の維持管理費の大部分、減価償却費、企業債の支払利息、受水費の基本料金部分などを言います。変動費とは概ね使用水量の増減に比例して必要となる費用であり、具体的には施設を稼働させるための動力費や薬品費、受水費の従量料金部分などを言います。

続きまして5ページをお願いをいたします。「総括原価の配分方法について」でございます。一般的に水道料金は水道の使用水量に関係なくいつでも安全な水を供給できる体制を維持するため、固定的にかかる経費として負担を求める基本料金と使用した水量に応じて負担を求める従量料金の二部料金制が採用されておりまして、本市の料金体系もこの体系としております。この中で使用水量とは関係なく発生する経費である需要家費は基本料金に、使用水量により増減が生じる変動費は従量料金にそれぞれ全額分配をされます。固定費につきましても本来であれば全額を基本料金に配分すべき趣旨の経緯ではございますが、そうしますと基本料金が膨大となってしまう、使用者に対する影響が大きくなってしまいます。このことから固定費に関

しては各水道事業体の状況や実態を勘案して、各事業体ごとの裁量で配分することができるとされています。

6 ページをお願いいたします。この表はですね、3 ページでご説明いたしました令和4年度から令和9年度までの6年間の総括原価を需要家費、固定費、変動費に分解したものでございます。総括原価の合計405億2,441万2千円の内需要家費が38億4,233万9千円で約9.48%、固定費が299億4,885万8千円で約73.9%、変動費が67億3,321万5千円で約16.62%となります。

7 ページをお願いいたします。4. 本市の水道料金の体系でございます。まず左の棒グラフをご覧くださいと思います。令和元年度決算におけます給水収益を見ると基本料金が22.27%、従量料金が77.73%という比率となっております。この比率と総括原価の内訳の比率を比べてみますと、本来基本料金に配分することが望ましい固定費のうちの大部分が従量料金で賄われていることがお分かりいただけると思います。仮に固定費の全額を基本料金で賄おうとすると基本料金を2千円程度値上げしなければならないということになります。しかしながらそれでは基本料金があまりにも高額になってしまうことから料金制度そのものとして問題があるとともに、水道事業における生活用水の低廉な確保という料金設定に原則にも悖ることとなり、妥当な料金設定とは言えないと考えております。固定費に関しましては各水道事業体の状況実態を勘案して、事業体ごとの裁量で配分することができると申し上げましたが、水道料金算定容量では固定費の配分水で4つの基準が提示されていますので、順にご説明申し上げたいと思います。

8 ページをお願いいたします。固定費の配分の基準①でございます。最大給水量に対する最大給水量と平均給水量の差の比率を乗じて得た額を基本料金に分配し、残余の固定費を従量料金に分配する方法でございます。この方法によれば固定費の内7.8%基本料金に、92.2%従量料金に配分することとなり、総括原価全体と致しましては基本料金が15.24%、従量料金が84.76%の比率となります。固定費の配分基準2でございますが、浄水施設能力に対する浄水施設能力と平均給水量の差の比率を乗じて得た額を基本料金に分配し、残余の固定費を従量料金に分配する方法です。この方法によれば固定費の内46.9%を基本料金に、53.1%従量料金に配分することとなり、総括原価全体としては基本料金が44.14%、従量料金が55.86%の比率となります。

9 ページをお願いいたします。固定費の配分基準3でございます。浄水施設能力に対する浄水施設能力と最大給水量の差の比率を乗じて得た額を基本料金に配分し残余の固定費を従量料金に配分する方法でございます。この方法によりますと固定費の内38.7%を基本料金に、61.3%を従量料金に配分することとなり、総括原価全体といたしましては基本料金38.08%、従量料金61.92%の比率となります。

最後に配分基準4でございます。固定費総額の内、配給水部門を基本料金に配分し、その他を従量料金に配分する方法でございます。この方法によりますと固定費の内42.3%を基本料金

に、57.7%を従量料金に配分することとなり、総括原価全体としては基本料金 40.74%、従量料金 59.26%の比率となります。

まとめさせていただきますと配分基準の①では基本料金と従量料金の比率は 15 対 85 程度となります。配分基準の 2, 3, 4 に置きましては、基本料金と従量料金の比率が概ね 40 対 60 程度となります。採用する基準によって比率が大きく異なることがお分かりいただけたと思いますが、では津市はどのように配分していくべきかを考えてまいりたいと思います。

10 ページをお願いいたします。料金体系の課題の 1 つは基本料金と従量料金の比率についてでございます。繰り返しになる部分もございますが、まず本来全額基本料金で回収されるべき固定費の大部分を従量料金で回収しているということ、次に人口減少等に伴う水需要の減少により有収水量が年々減少していること、そして本市の料金体系は従量料金の比率が高いため有収水量の減少が料金収入に直結してしまうということ、これらのことから有収水量が減少すると従量料金で回収している固定費相当分の回収が困難となってしまうことということがお分かりいただけたと思います。つまり、もう少し基本料金の配分を高め、料金収入の安定化、ひいては経営の安定化を図るべきではないかと考えております。この点につきまして厚生労働省が作成しております「新水道ビジョン」には、料金体系については水需要の増減に収入が影響されない体系として、利用者の影響の小さい範囲で徐々に基本料金で費用を回収するような体系に変更していく事が重要であるとされておりまして、私どもの考え方と同じような方向にあると思います。また総務省が設置、開催をいたしました「第 4 回公営企業の経営戦略の策定支援と活用等に関する研究会」、この資料には「基本料金収入の比率を高めることは水需要の増減に収入は影響されない体系となり、企業経営を安定的に行いやすくなる。ただし、少量使用者の負担が重くなるとデメリットがある」とされておりこの点も考慮しなければならぬと考えています。

11 ページをお願いいたします。津市の現状や国の資料などを踏まえ次の 2 つの方向性をもって基本料金と従量料金の比率を考えていきたいと思っております。方向性の 1 つ目は持続可能な水道事業を維持するため基本料金の割合を高め、安定的に経費を回収していくということでございます。私どもと致しましては水の安定供給を続けるということが大原則でありますことから、経営の安定化に向けて基本料金の比率を高めたいというところでございます。このことから 8 ページで見ていただきました配分基準 1 については基本料金が 15.1%、従量料金が 84.59%の割合であり、現行の料金体系の基本料金 22.27%、従量料金 77.73%より基本料金の割合が下がることから採用することは難しいのではないかなというふうに考えております。方向性の 2 つ目は基本料金の割合を高めすぎると少量使用者の負担が急増することから段階的には割合の向上を目指すというところでございます。8 ページ、9 ページの配分基準 2, 3, 4 におきまして基本料金と従量料金の割合が概ね 40 対 60 程度ということですので、本来であればこの水準 40 対 60 で配分することが妥当であると考えますが少量使用者の負担が重くなるとい

うことから「利用者の影響の小さい範囲で徐々に」という新水道ビジョンの考え方をふまえ段階的に変更していくことが望ましいと考えております。

12 ページをお願いいたします。このグラフにつきましては三重県内 14 市の、津市を含めて 14 市の水道料金における基本料金と従量料金の比率を「口径 13 mm の使用者が 1 か月 20 m³ の水道水を使用した場合」で比較したものでございます。基本料金の比率が 10% 台なのが、松阪市と伊賀市の 2 市。20% 台が津市といなべ市の 2 市。30% 台が左から亀山市、四日市市、鈴鹿市、伊勢市、鳥羽市、尾鷲市、志摩市の 7 市。40% 台が熊野市、名張市、桑名市の 3 市で、この津市を含めた 14 市の平均が 32.8% となっております。

13 ページをお願いいたします。このグラフにつきましては類似事業体、津市を含めた 8 つの事業体がございますがそれ水道料金における基本料金と従量料金の比率を比較したものでございます。基本料金の比率が 10% 台が松阪市、20% 台が津市と松江市の 2 事業体、30% 台が福島市と山武郡市広域水道企業団の 2 事業体、40% 台がつくば市、茨城県南水道企業団、東広島市の 3 事業体で 8 つの事業体の平均が 34.2% となっており、県内 14 市との比較とほぼ同様の結果となっております。

14 ページをお願いいたします。事業体ごとに総括原価の内訳は違いますし、あるべき基本料金と従量料金の比率もことなることから本来でありましたらその内容まで確認しなければ正確な比較ができないものですが、基本料金の比率を高めていくという方向性自体につきましては私ども考え方と他市の事例を現状見た場合において「間違っていないのではないかな」というふうに考えております。二つの方向性、他の事業体の状況を踏まえまして基本料金と従量料金の比率について現状 22.27%、77.73% からまずは 30 対 70、30%、70% とすることと当面の目標としたいと考えております。将来的には総括原価の考え方にそくした 40 対 60 に近づけていくのが望ましい姿であろうと考えております。

15 ページをお願いいたします。料金体系の課題の 2 つ目は「少量使用者と大口使用者の負担の格差について」でございます。水道の歴史的な背景を紐解きますと、水道事業の目的は生活用水の促進による公衆衛生の向上でございました。そのため水道の経営は営利より公益優先、低廉な価格で水を供給するという公益的観点優先されてきました。そのため少量使用者には低額な単価設定を行う一方で大口使用者には多くの負担を求めてきたという経緯がございます。まず基本料金についてでございますが、15 ページに表を 2 つ掲示しておりますが上の表はメーターの口径別の契約戸数を示すものでございまして、下の表は口径別の基本料金収益を示すものでございます。契約戸数、上の表でいきますと 13 mm、20 mm、25 mm の契約戸数が全体の 98.85%、基本料金収益で申しますと下の表になりまして 13 mm、20 mm、25 mm で全体の 87.48% となっております。

16 ページをお願いいたします。この表はですね各事業体の口径 13 mm の基本料金と、150 mm の基本料金の比較をしたものでございます。基本料金に一定水量の使用料を含む料金体系を採

用する事業体もあり単純比較は難しいのでございますけれども、最も小さい口径の料金設定という意味では津市の 528 円という金額は 20 事業体の中で 20 番目に低額ということになっております。また、口径 150 mm の基本料金 11 万 2,200 円という金額につきましては、この 20 事業体中 7 番目に高い金額となっております。13 mm と 150 mm との倍率で考えますと 20 事業体中 2 番目に高い倍率となっております。茨城県南水道企業団など口径別なく家庭用や事業用といった用途別の料金体系を採用する事業体では口径による料金格差がないので、単純比較というのは難しい状況ではございますが津市の基本料金は 13 mm と 150 mm の料金格差が大きいと言えます。これにつきましては 150 mm の料金が高いというよりも 13 mm の料金が安いことが要因になると考えており、現行の料金体系では 15 ページで説明を申しあげました。13 mm、20 mm、25 mm というボリュームゾーンである小口径の使用者から効率的な料金回収ができていないのではないかと、もう少し小口径の使用者のご負担をお願いできれば安定的また効率的な収益バランスになるのではないかと考えております。

17 ページをお願いいたします。次は従量料金についてでございます。1 月の使用水量は 11 m³ から 40 m³ までという契約者の方が全体の 6 割から 7 割でございます。従量料金は使用水量が多いほど高くなっていく逓増制を採用しております。これは昭和 40 年代以降、水需要のひっ迫や低廉な価格で水を提供するとの行政から採用されてきた考え方で、現状でも多くの事業体でこの料金体系が採用されています。しかしながら、これまでのご説明させていただきましたように人口減少、節水意識、節水機器の普及などにより水事業は減少傾向にございます。また使用水量が多いほど高くなっていく逓増制は大口使用者にとって厳しい体系となっておりますことから、大口使用者自身が独自の地下水利用の専用水道等を導入し給水契約を解除するという事例が全国的にも増加しておりそういう状況が続いております。そうなりますと、水道事業経営にとっては非常に大きな影響が及ぶこととなります。このような背景から水道料金算定容量においては 1 m³ 当たりの単価は水使用の多い少ないに関わらず均一であるべきとの考え方から均一料金制の立場が取られています。少量使用者にもコストに見合った負担を求めるとともに最高単価を引き下げることによって逓増制を緩和し、料金体系を全体としてフラット化していくことを求められています。

18 ページをお願いします。以上 4 ページから 17 ページまでご説明を申し上げましたように約 28% をどのように料金体系に反映していくか行くべきか、その要素となる考え方や課題をご説明させていただきました。それらを考慮して 4 つの改定案をまとめてみました。A 案につきましては基本料金と従量料金の比率は 22 対 78 の現行のまま基本料金も従量料金もすべて一律に 28% 増額するというものでございます。19 ページにそのパターンを載せておりますので合わせてご覧をいただきたいと思っております。A 案の場合、経営面の影響として当面は問題はないわけでございますが、長期的には水需要の増減に水道料金収入は影

響されやすいという課題が残るということになります。使用者の影響といたしましては口径や使用水量に関わらず、全ての使用者に同じ率の負担をお願いすることから負担の公平感が持てますが逓増制による大口使用者の負担感という課題が残ることから、将来的に大口使用者の契約解除ということになれば経営面で大きな影響が出てまいります。

B案につきましては基本料金と従量料金の比率を30対70となるように調整し、基本料金における各口径、従量料金における各水量の改定率は一律に増減するというものでございます。20ページにその増減案を改定案を示しておりますので合わせてご覧をいただきたいと思っております。B案の場合、経営面の影響といたしまして基本料金の収入割合が高まることで、一定課題が解消し安定的な収益の確保につながります。使用者への影響といたしましては基本料金の比重が高まることで、少量使用者の負担が大きくなってまいります。またA案と違い口径や使用水量によって改定率が異なります。例えば13mmの使用者が1か月20m³の水をご使用いただいた場合、現行料金では2,398円でございますが改定後は3,047円となり改定率は27.06%となります。口径13mmの使用者が1か月で10m³の水を使用した場合ですと現行料金では1,188円となるものですが改定後は1,650円となり、改定率は38.9%となります。口径13mmの使用者が1か月で30m³の水を使用していたいただいた場合、現行料金では4,433円となりますが、改定後は5,412円となり、改定率は22.1%となります。基本料金の比率が高まることで従量料金の比率が下がるということから、使用水量が少ない場合は基本料金の占める割合が高まるため改定率は大きくなり、使用水量が多い場合は従量料金の占める割合が高まるため改定小さくなるということになります。

続きましてC案でございます。基本料金と従量料金の比率が30対70となるように調整したうえで口径13mmから25mmの基本料金、いわゆるこのボリュームゾーンの基本料金を重点的に増額するという考え方でございます。21ページにその改定パターンを掲示をしておりますので合わせてご覧をいただきたいと思っております。C案の場合経営面の影響といたしまして基本料金の収入割合が高まること、契約戸数の98.85%を占めるボリュームゾーンから負担を求めることによりさらに安定的な収益の確保につながります。使用者への影響としてB案以上に少量使用者の負担が大きくなります。またB案と同様に口径や使用水量によって改定率が異なります。例えば13mm口径の使用者が1か月20m³を使用した場合現行料金では2,398円でございますが、改定後は3,087円となり改定率は28.73%となります。口径が13mmの使用者が1か月10m³の水を使用した場合現行料金では1,188円でございますが、改定後は1,681円となり改定率は41.5%となり、また同口径13mmの使用者が1か月30m³の水をお使いいただいた場合、現行料金では4,433円でございますが、改定後は5,452円となり改定率は23%となります。使用量が少ない場合基本料金の占める割合が高まるため、改定率は大きくなり使用料が多い場合は従量料金の占める割合が高いため、改定率が小さくなるという傾向はB案と同様でございます。

最後にD案でございます。基本料金はC案と同様で従量料金に均一単価を採用するというものでございます。22ページにそのパターンを載せておりますので合わせてご覧ください。D案の場合経営面の影響といたしまして、C案同様基本料金の収入割合が高まる上に、従量料金のボリュームゾーンから負担を求めることからもっとも安定的な収益の確保が可能となる案となっております。使用者の影響といたしましては22ページを見ていただいても分かりますように、少量使用者にとっては大幅な値上げ、大口使用者にとっては値下げになりますのでもっとも変化の大きい改定案となります。例えば口径13mmの使用者が1か月20m³の水道水をご使用いただいた場合、現行料金では2,398円でございますが、改定後は4,124円となり改定率は72%となります。口径13mmの使用者が1か月で10m³の水をご利用いただいた場合、現行料金では1,188円ですが改定後は2,519円となり改定率は112%つまり2倍以上となります。その一方で大口利用者の場合は例えば口径150mmの使用者が1か月1,000m³の水をご使用いただいた場合、現行料金では35万9,975円となりますが改定後は32万7,622円となり、約9%の値下げ改定となるものでございます。

最後23ページをお願いいたします。4つの案を示してまいります。A案については水道料金収入に占める従量料金に比率が高く、使用水量の増減が影響されやすいという現行の料金体系の課題が残るため、人口減少等により水需要の減少が予想されることにより時代に即した料金体系といえないのではないかと考えております。またC案、D案につきましては基本料金で費用を回収する体系に変えていくとともに少量使用者にもコストに見合った負担を求めるという国や日本水道協会が示す料金体系の方向性に沿うものではあります。少量使用者の負担増があまりにも大きすぎることから、将来的にはこのような方向になるといたしましても、段階的な変更が必要であると考えており、一足飛びにこの案を採用するのは困難であると考えております。

結論といたしまして事務局といたしましては、今回の改正では安定的な経営基盤のもと安心・安全な水の、水道水の供給をし続けるため水需要の増減に料金収入は影響されにくいB案を採用したいと考えております。以上でございます。

加治佐会長 はい、具体的な料金体系について事務局から説明がありました。このことについてご質問ご意見がございましたらご発言願います。

関口委員 関口より質問させていただいてよろしいでしょうか。

加治佐会長 はい、関口さん。どうぞ。

関口委員 はい、いくつかの案ごとに示していただいています。口径13mmの使用者が1か月で20tの水を使うというのが例示されているのですけれどもこれは平均的な使用量、使用パターンというふうに理解してよろしいでしょうか。私たちのような大口の需要

者ではなく。

経営企画課長 議長。

加治佐会長 どうぞ。

経営企画課長 一般的な家庭で平均的にお使いいただく使用水量 20 m³で計算をさせていただいたものでございます。

加治佐会長 よろしいでしょうか。

関口委員 はい、承知いたしました。これは世帯規模としてはどのくらい、そのご家庭によって1人暮らしの家ですとか、2世帯の家ですとかそれによってずいぶん1つの家でも使う量が違うと思うんですけれども、大体このくらいの水を使っているというのは平均的に見て何人くらいで住んでいらっしゃるというような想定になるか、もし分かりましたら教えていただきたいと思えます。

経営企画課長 この平均 20 m³というのは世帯3人を想定をいたしております。

関口委員 はい、ありがとうございます。

加治佐会長 ほか、いかがでしょうか。質問でも結構です。ありませんか。

経営企画課長 議長、すみません。会議をお願いしましてからもう2時間を経過をいたしました。実は次回7月16日に第5回の審議会をお願いをさせていただいております。今日唐突にですね、ご説明をさせていただきましたのでこの場でなかなかご意見をお出しいただきにくいのかなというふうに考えております。ですので、次回の7月の16日に開催させていただきます審議会でご意見をいただきましてそれを協議の場協議という形にさせていただけたらありがたいなというふうに考えております。よろしくをお願いいたします。

加治佐会長 もし、質問ご意見ございませんでしたら今日は説明を伺ったということで3人家族の場合ですよということではほぼほぼ時間ということになるという話かと思えます。今の時点での質問等ありませんか。

畑井委員 よろしいでしょうか。

加治佐会長 はいどうぞ。

畑井委員 料金の体系のところなんですけども個人的な話をして申し訳

ないんですが、私は今家内と2人、老人の世帯なもんですから使用量も非常に少ないんですが仮にその子どもたちとその孫が帰って来た時の水道料金を見ますとですね極めて高い状況になってしまいます。使用量がですね、子育て世代というのは並外れて多いわけですよ。しかもそれに下水道料金を加味をしますと1カ月で、我が家の例でいったら1万5千円、1万6千円というような形になる。普段は数千円なんですよ。そういうふうな形で考えますと、子育て世代というのは色々な費用がかかるのに、こういう生活をしていく上での経費っていうのがたくさん掛かってくると、余計その家系的にというか子育ての面で支障が出てくるのではないかと思っておりますので、何かこううまくこの辺の料金を抑えるような手法というのは、今日出していただいたもの以外に考えられないのか、7月16日までに検討いただけませんかという提案でございます。よろしくお願ひします。

加治佐会長

どうぞ。

経営企画課長

私どもの水道の契約上、世帯の構成までは分からない状況でございます。

子育て世代だけをターゲットにして料金設定というのは、非常に難しいところがあります。私どもとしては少量使用者の方には非常に高い改定率になってしまいますが、基本的にはB案を採用したいなという考え方を持っています。20ページでございますが、見ていただきますと基本料金の上の表が基本料金の改定率、下の表が従量料金の改定率となっております。基本料金で言いますと13mmの改定率につきましては68.75%でございます。片や、例えば40mm口径を見ていただきますと70.18%、この70.18%が1番大きな部分になりますけども、それよりも口径が下がっていくにつれて改定率としては、若干小さくなっているというところでございます。従量料金も1m³から10m³につきましては15%、11m³から20m³については14.5%と改定率、細かい数字の中で率計算しますとそういうふうになるんですけども、一定小口径少量使用者に向けた配慮と言いますか、そういうことも考えた上で今回この料金設定、B案を私どもとしては採用したいなというふうに考えております。

加治佐会長

すみません。確認なんですけど先程の28%というのはトータルの話だと思うんですが、それはここには加味してあるんですね、どれも。A、B、C、D。どれもトータルは28%になるにしても細かく見ると4案ぐらいでできますよという話なんですね、はい。

小黒副会長

すみません。

加治佐会長

はいどうぞ。小黒さんどうぞ。

小黒副会長

いろいろ工夫や考えを巡らせていただいてこのような姿になるだろうということなんですな。

それで最後に一言。28、もうちょっと下がらんかな。そこらでええ知恵出して下さいと思います。これ私の気持ちです。やっぱり3割増というのはきついです。B案といっても13mmで68だと7割増なんですよ、基本料金が。こんな物件ほかにありますかね。68%増の単価が上がるということはちょっと厳しいと思いますけど、それが私の素直な気持ちなんですけど。16日またいい案を、皆さん方頭脳明晰な方ばかりやで頭ひねってご提案頂ければと思いますが、お願いでございます。

加治佐会長

ほか、いかがでしょうか。
他にも知恵出していただくとE案、E、F、Gとか出てくると思いますがいかがでしょうか。
はい、どうぞ。今井さんどうぞ。

今井委員

何度もすみません。小黒副会長の意見に全面的に賛成です。
あとですね、やはりここにきて28%料金改定、つまり値上げありきの今度は中身に入っているの、あつという間に値上げの中身について協議するっていうところにするって入っているのがどうしてもものに小骨が刺さったような違和感があり、このままでは津市に住みたくなくなってきた今思いました。正直な素朴な感想です。ありがとうございました。

加治佐会長

厳しいご意見でしたが他いかがでしょう。今の話値上げのこともさることながら話の進め方が、ということなんですね。

関口委員

すみません。私、関口からよろしいでしょうか。

加治佐会長

どうぞ。はい。

関口委員

私は今年の審議会、経営審議会から参加させていただきましたので、懇談会の時から皆様との情報とのギャップがあると思っております。丁寧な資料をたくさん見させていただいている中で市の方が凄く色々努力をされてきたというのは分かったんですけども、今後ですね、それを踏まえて今後これだけのことをやらなくちゃ立ち行かなくなってしまうと、なのでこういう事業が必要なんですというところが結構こう「さらっと終わったな」という印象は実は私も感じておりました。28%が良いか悪いかってのは別として説明をいただいた時にこういうことが必要というところの説明がもうちょっといただけると、それは次回ということではなくてですね、それがあるともしああなったらどういうことになるのかっていうのがよりこう伝わってですね「なぜ28%が必要なのか」っていうのがよりわかりやすく伝わるんではないかなという印象は実は持っておりました。

これまで頑張ってきたから、上がっちゃったっていうところはともかくとして、それを解消するために今後何が必要かと。例えば私、大口需要者ということでその代表で来ているんですけども、企業の立場からしますとやはり安定的に水が得られるというのは生産の材料の一部なので非常に重要なわけです。

そうすると管路の方針がきちんとなされてこれまで来なかった中で、大きな事故があったら水が止まってしまうというのは非常にリスクがあるなど思っている訳です。その中で平均的に見て、確か1%切るような更新率で当面進んでいくと。それもそんなには一気に増やせないからだということだったと思うんですけども、1%で仮に管路を更新したとしても、1本の管を100年使うっていうことがまだあると。他のニュースなんかを見ますと「40年の所が水が増えて断水しました」とかっていうのを聞いたりしているので、逆にそういった方針内容で大丈夫なのかなと思わざるをえない。おそらく重要管路とそうでないところというのを色をつけて平均的にそういうことだと思っんですけども、今のは例えばという話なんですけど、そういった「今後何をやるから必要なんだ」というところをもう少し説明していただくとは、唐突感というのも減るのではないのかなという気がいたしております。以上感想でございます。

加治佐会長

はい、もう少し時間をかけて議論してはということかと思えます。他いかがでしょうか。はい、事務局どうぞ。

上下水道事業管理者

昨年の10月以来ですね、今日で4回目ということで事業計画のこととか、それから経営状況について、今日も含めて4回かけてこういろいろお話し、主に3回までの事業計画と経営状況ということだったと思います。

我々の説明の仕方っていうのを反省すべきところがあるのだろうと思っんですけども「何のために」っていう部分ですね、特に。これ例えば先ほどおっしゃられた管路の事を言いますと、第2次の基本計画では総延長では111kmの管路更新を計画に盛り込んでおります。それを実現していくための財政的なシミュレーションの積み上げが、私が前談のほうで申し上げたこの10年間で200億を超える投資をしていく建設改良、維持のための更新であるっていうことを申し上げたと思っんですけどもそういう経費、これは計画を策定時においてですね出してきた金額になります。これを財源がこのままの料金体系だと不足するということではじき出しているのが28%ですので、これはあくまでもシミュレーションですから実際にやってみないとわからない部分はありますけれども、今既に計画がスタートして大体、計画通りかそれをある程度前倒しするペースでですね今水道工務課のほうで管路更新事業を進めてもらっていますので、これ10年終わるころには目標の111kmというのは成し遂げていかならんし、できるものというふうに思っています。

ただ、このままいくと財源不足というのは否めない。ここら辺をもう少しわかるように市民の皆様も含めてですね、説明をちゃんとして「これをやるのにお金が要りますからみなさんご負担をお願いします」ということがもっと伝わるようになって言うことが、今おっしゃられる意味かなというふうに思っています。

それは、終わりはありませんのでずっと取り組んでいかなければならないんですけども「やろうとしてる、何をしなければいけないか」というのは計画を作った時にそれなりの議論があって、計画の中に具体的に落とし込んでいく。で、それは

「大型事業としてはこんなことをこれからやるんですよ」ってのは前々回の資料の中でですね、そういう「管路の更新をこう予定している、施設の更新をこう予定している」っていうのは具体的に見える形でお示しはさせていただいたつもりですので、その辺がこれからやらなければならないと、そのための全体としての10年間の投資の総額が200億を超える見込みであるということで、あと残り6年間を残りの事業やっていくのを総括原価っていうのを計算すると先程申し上げた、まだそれくらい。これ特定の財源もいけますが料金だけではないですけども、必要になってくるというふうなことで、なかなかその自分らが思っていることをいかに伝えるかっていうのは難しさがあまして、ちょっと伝わりにくいところは申し訳ないんですが一応「我々なりにはご説明させていただいたつもりなんですけどね」ということでお願いできたらなと思います。

加治佐会長

はい、どうぞ。

畑井委員

経営審議会のほうでは、この机の上でいろいろな資料を出していただいて、事務局のほうでは改定の必要性なり管路の更新の必要性ってのを強く訴えられたと思うんですが、実感としては資料だけでは中々把握できないんですよ。で私は片田の浄水場へプライベートの部分も含めて2回足を運んで、実際の状態から長野川の取水口のほうも見てきたわけですが、そういうふうな状態を見るとですね、100年以上経過している施設があってこれが一旦その被害を受けたら本当に津市内の安定供給ってのをできないなっていうような感覚を深くしたんですね。

今からでも遅くないので、もしも7月の16日、あれだったら片田の浄水場へ例えば午前中でも足を運んで状況を見てですね、昼から審議をすとかそんなふうな形で管路の状態なり施設の状況というのを見た上で議論をしたほうがいいように思います。

1つの提案ですが、そういうふうな形で考えていただいたらどうでしょうか。日程的なものがないかも分かりませんがそういうふうに進めたほうがいいように思えました。以上です。

加治佐会長

次回の計画を立てるときの参考にさせていただければと思います。

小黒副会長

すみません。

加治佐会長

はいどうぞ。小黒さんどうぞ。

小黒副会長

また言いますが、経営感覚での話、料金だけではなくて全く別の視点から。

中勢用水土地改良区っていうのがありますのをご存じかな、農業用水なんですけどもあそこ安濃ダムを持ってましてね。常に安濃川の水量を保全しなければならなので、どれだけ水が少なくても放流する水が必要なんです。そこで、そのわずかな水を利用して発電をやっているんです、売電。発電して売電。小水

力発電とか言いますと、小規模水力、こういった発想は公共はできませんのか。どっかでその収益を稼ぐとか。我々は最初から言ってますように何らかの格好で余分な経費を落とすとか、そういったところで収益率を上げればですねそんなに料金アップ、料金アップと言わずに乗り切っていただくことはできないんですかな。なんかありそうなんやけど。

加治佐会長

どうぞ。

上下水道事業局長

小黑委員がおっしゃっていただくようにその「水道事業以外の収益を」というお話でございます。実はですね、水力それからソーラー、こういったものにつきましても私共もかなりの水道施設を持っておりますので実は検討を致しました。ちょっと基本計画の中には具体的な記載はされておりましたが、実はソーラーについても結局投資しただけのですね、費用は賄えない、まして、それを売却して収益を上げることはできないという結論が出ました。

それからあと水力についてもですね、安濃ダムのように一定にですね、必ずこれだけの水が流れるような導水されるような管路というのが、津市にはちょっとないので安定したそういった電力供給についても検討いたしましたけれども、それもできなかったということでございます。

小黑副会長

ろ過地の広い面積使えやん。

上下水道事業局長

ろ過地の広い面積を使っただけのソーラー発電やと思いますけれども、実はこれも検討致しました。しかしながらそれだけですね、もう周りに既にたくさんですねソーラー施設ができていくことと検討する中では水道施設がある場所というのはですね、意外とその電気を使われる場所ではない場所に水道施設がございましてそこで発電をしてですね、そこから持っていくとなるとなかなか、買っていただく中部電力さん側も非常に投資をして蓄電をしなければならぬというようなことが出てきますし、また私どもの検討したのは配水池の上、それから片田の貯水池というのがあるんですけども、これもかなりの面積があるんですけどもそこも検討致しましたが、やはり私たちが口にする飲料水ですしその上ですね、ソーラーパネルという異物な物をですね、設置して、万が一そういった物で事故がおきてしまったらですね、市民の方々に大変なことになってしまいますので、そういったことも考えながらすべて検討した結果ですね、ソーラーパネルにつきましても断念したということでございます。

加治佐会長

どうぞ、小黑さんどうぞ

小黑副会長

すみません。いつも欠席が多いんですが来るとやかましいこと言うかと思われるか分かりませんが、12ページご覧下さい。④でこの表を作っていただいております、これはまあ別のあれでの資料だと思いますが、今現在の津市は左から3番目の2,398円

ですね。基本料金と従量料金あわせて、それが今度いくらになりますか 3,000、3,000、いくらになってますかね、B案で。

加治佐会長

3割増ですね

小黒副会長

なりましたなB案で。B案で 3,047 円、ああすんません 3,047 円なりました。とすると尾鷲さんと鳥羽市さんの間になるんですな。こんなもちょっといっぺん見たってください皆さん。必要は分らんこともないんですな、公共の企業ですんで、あまり儲けずにぎりぎりのところで運用されてきたって言うことは皆さん方の努力で、それから宿命的なものもあるしそれはよく分かりますけども、やはり3割が、28%値上げって言うのはキツイですに、感覚的に。その了解の市民の了解と信頼が得られればよろしいけど、やはり無理、無理ていうか、ちょっと無理があるんじゃないかなろうかと私は思います。

皆さんも色々捉え方はあるかと思えますけども、水と電気ってのはこれはもう無しにおれない現在ですんで、その1番の元っていう水が3割値上げって言うのは。まあいっぺん考えてみてください、もう少し時間いただいたらどうですかなと思えます、すんません。

加治佐会長

どうでしょう。誰かいい知恵のある人いませんか。

上下水道事業管理者

反論する訳ではないんですけれども、先程ちょうど12ページの表のことをおっしゃっていただきました。おっしゃっていただいたように28%って言うのはほんとにあれなんですけれども、現行の料金のとこから見ると松阪市、鳥羽市、尾鷲市と大体肩を並べるくらい。一方で13ページですね類似事業体っていうのを見ていただくと、これ水源の問題とか施設規模、それから色んな給水人口とか条件を揃えていくと大体全国で8事業体が同じような比較に値する団体として分類されてくるんですけども、そこにたまたまお隣の松阪市さんも入ってるんですけども、これら見ていると自分で言うのも何ですがいかに今の津市の料金が安いかっていうのはお分かりいただけると思うんですわ。大体28%に拘るわけではないんですけれども、お願いすると、変な言い方ですけども他の団体とほぼほぼ肩並べる、むしろそれが適正水準であるのではないかっていうことを申し上げたいっていうふうに思います。

加治佐会長

いかがでしょうか。どなたかご親戚がよその町に住んでいる方とか、よその町の様子とかいかがですか。

はい、どうぞ。小黒さん、どうぞ。

小黒副会長

100%県水にしたらどうなります。保管的な水源という感覚は無しで、100%県水で計算したらどうなります、ええ。

上下水道事業局長

100%県水するっていうのは料金のお話でしょうか、現実にかできるかどうかのお話でしょうか。

小黒副会長 現実にできるできやんは別として 100% 県水に頼る、自己水源は無くすると料金はどれぐらい、原価はどれぐらいになりますか。それはシミュレーションされました。

上下水道事業局長 いや、実際現実に県営水道で契約してるのが約 12 万少しです、1 日辺り。それをですね津市がそれぐらい、今大体それぐらい 1 日平均使ってますので、ぎりぎり賄えやんことはないんですけれども数字的にはですね。
しかしながら、今自己水で賄っている全部のエリアにですね、県営水道をお届けするとなればそれなりのイニシャルコストとか当然掛かってくるので。

小黒副会長 いやいや、まあまあそれはそれとして、経費もいるだろうし、維持管理費の関係がどうなるかでまた変わってくると思いますけど、100% 自己水源を無くして県水に頼ったら原価が安くなりませんか。

上下水道事業局長 ですから、統括原価のお話をさせていただきましたが 100% 県営水道にするにつきましては、そこへ供給できるだけのですね、新たな施設というものをきちんと整備をしなければなりませんので、それに関わってくるコストを、イニシャルコストを弾いて計算をしなければなりませんので。
まあ現実的には、ちょっと水道的に今はもう端から県水だけで 100% 賄うことは出来ませんから、検討しておりませんが、かなりのコストは掛かってくるので、統括原価の計算からいくとどういう数字になるかは弾いたことはありません。

小黒副会長 はい、分かりました。

加治佐会長 はいどうぞ。

上下水道事業管理者 あの補足しますと、現実問題としてですね県営水道の管路網が繋がってない配水区がありますので、それを繋ぎに行こうとすると、その管路を作るだけでももの凄い投資が必要になりますから、おそらくそれを回収することを考えればもうちょっと計算するまでもない位の料金、可能性はあると思います。

小黒副会長 まあここで議論するのはいかんのでこの問題は。もうこの位で止めますけども、やっぱり原価は水の原価は安いやろ、県水のほうが自己水源から受水するよりも。

加治佐会長 はい、どうぞ。

上下水道事業管理者 すみません先程あの片田浄水場のお話をさせていただいた時に言わせていただいたと思いますけど、県からの卸値は立米 39 円、ちょっと大分前の試算ですから今は上がってきてるかとは思いますが、片田浄水場のいわゆる原価は 30 円切ってるんですわ、全部ひっくるめても。なので片田浄水場の供給水に関しては県の水より安いです

小黒副会長

これはまた別で、いまはちょっと無理かな。

加治佐会長

コストを下げれば、もう何かが劣化していくのは覚悟しないといけないと思うのですが先程のようにも、例えば水質確保のノウハウにしても必要だと私片方では思うんですが、もうどうしても値上げは嫌だとなれば例えばそういうところも自分の手足を切り落とすようにして、やめていくことも選択肢に加えないといけなくなってくると思うんですが、その辺りで落とせるところは皆さんの立場としてはないと思うんですが、市民の側として、例えばリスクは承知で値上げ止めてくださいとか、クオリティーは落ちる、質は落ちるでしょうが水道水として。それは承知で「値上げやめてください」ということも選択肢としては入れていただいたほうがいいかなという気もしてきました。何故かと言うとそこは市民が選んだほうがいいかなという気持ちです。私としては常識的に安心・安全な水を前提にしたという気持ちが片方にありますし、法律等もありますので、それほど悪質な水道システムにはできないと思うんですが、そうなっている、例えば海外へいくとそういう国もある訳ですよ。それも選択肢に加えていただかないとということが市民が議論するということになるのかなという気がちょっとしてきています。

はい、どうぞ。

上下水道事業管理者

これは第二回の時に経営状況をご説明させていただいた時に、ちょっとその辺のシミュレーションもお出ししたかと思うんですが、先程申し上げた第2次の基本計画の中で計画している「これやります、あれやります」という基幹管路の更新や耐震化、それから重要な浄水施設の設備の更新とかで予定している事業、それが私、何回も到達すると200億を超えるとしてるふうに申し上げましたけどもそれらの内、例えば年間何億かずつでもその投資を止めるとすれば、そこら辺は全部消えていくと。結果何が起こるかという、ただでさえ正直に申しまして遅れ気味になっている老朽管路の更新が、さらに遅れていきますので、それは目に見えないところでですね、いつ管が破裂して断水あるいはちょっと何かあると水が濁ると、いうふうなことが今も起こってるんですけども、その頻度が増すっていうのはやっぱり物が段々、段々劣化していきますので、余計ですね。で、それを少しでも追いつけ追いつこうと言うことで、この10年間でやろうとしているのが、管路だけで申し上げますと先程申し上げた111km、これ基幹管路と普通の管路を合わせた総延長の計画になりますけども。

出席委員

【委員間で審議の仕方を議論】

小黒副会長

あのですね、事務局さん、色んな改良計画とか色んなことで、こう将来的に近い将来にこれぐらいの、200億と言われたかな、ぐらいのお金が必要なんですよ、というような説明はありました。でも、でもですよ。今ある設備、今ある経営の中で切り捨て

る、無駄を省く努力もいると思うんですよ。無駄なことはしとらんよとおっしゃるかはおわからんけれども。「いや、これは辞めてでもいけるよ」というような部分が絶対あると思う。そこらも提示していただいたらどうですかね。たとえわずかでも、経費の節減につながると思うんですよ。そういった努力を見せていただきたい。そして次に新しい、新しく「これぐらいのと設備投資はせにゃきやならん」という理論に持って行かないと。要ることばかり言ったら、それはちょっと無理やと思いますよ。どんな経営者でも十分なことであれば経営できればそれに越したことはない。「今まで私はそれをずーっと苦労してきたんだよ」と言われるかはわかりませんが。でも、でもこれだけの値上げを求められるのであれば市民の皆さんに対して。その代わり「スリムな部分もこれぐらいカットします。スリム化を図ります」というようなことを提示してですね、やっぱり納得できるところは出して欲しいと思うんですけれどな。

市民の皆さんは、恐らく管路が古くて錆でたって写真見せてあってピンと来ないと思う。昔はビルの真下に昔の鉄柱鉄管が走ったんや。600からのいつ破裂するか分からない。あれ破裂したら「ビル傾きますよ」というような状況でも経営、運営されとったんと思う。運転されとったと思うよ。やっぱりこれは、10%ぐらいの値上げならいいけど3割から値上げするって言うたら、もうちょっと議論せにゃいかんと思いますけど、すんません。

加治佐会長

いかがいたしましょう。はい事務局の方どうぞ。

上下水道事業管理者

小黒委員欠席の時だったと思うんですけれども、その今後のことも含めてですね「いらぬものも切ってくとか、そういう努力も示せ」というふうなお話しでしたけど、今の基本計画の中にですね、先程色々総合的に考えた上で、原水、水源を諦めて県営水道に切り替えるって先程同じような発想をおっしゃられたと思います。そういうふうに計画上盛り込んで経費の節減を見込んでいくっていう地域もあります。河芸地域と安濃地域はそうです。自己水を諦めてあの施設の更新経費とか、それから今の、多分水作ってる費用もですね、その地域においてはやっぱり県営水道よりも単価的にも高くなってくるようなシミュレーションがありましたので、それは切り替えて。で、水源と施設は廃止する方向の整理は今の計画の中でやってるんですわ。で、その効果額がまあ、10年間でそういう取り組みやることによって40億ぐらい、40何億やったかな。あのぐらいは縮減効果見込んでます。その上でのシミュレーションなんですわ。

加治佐会長

いかがいたしましょう。よろしいですか。はい。予定がはい、はい、はい。

いかがいたしましょう。じゃあ、時間も迫ってきましたので、帰られた方もおられたので、今日はこの程度でよろしいでしょうか。今日はこの程度にとどめたいと思います。今回は事務局の適正な料金設定とはどのようなことかというところの説明から今後の料金体系について、ご議論いただきました。

色々な意見も出ておりますので改定案については本日、各委員からいただきましたご意見を踏まえて次回に改めて事務局から提案をいただきたいと思います。次回は各委員からいただきましたご意見を踏まえ、改定案をお示しいただいて当審議会での審議の経過、その中で出された今回までの意見を整理させていただいたものを案としてお示しさせていただきますので、当審議会の審議結果としてご協議いただきたいと思います。続きまして協議事項の2、その他ですがご意見等はございますか。

はい、どうぞ、藤田さん。

藤田委員

次回も2時からですかね。2時からでしたか。

加治佐会長

では、そのあたりを目安にまた連絡をいただくということをお願いします。

他によろしいでしょうか。

小黒副会長

7月16日は決定ですか。

経営企画課長

日程調整をさせていただいたと思うんです。この中で都合の良い悪いを各委員さんからご回答いただいて、その中で皆さんが1番お集まりいただける日にちの7月16日で調整をさせていただいたということなんですけども。

加治佐会長

そうですね。

加治佐会長

はい、では日程予定の説明も出ましたので開催の通知が事務局から送付されるということになります。委員の皆様方におかれましてはご出席ください。また会議録の内容については、前回同様私が確認しホームページへ掲載いたしますのでご承知おきください。よろしいでしょうか。

委員の皆様には長時間にわたり貴重なご意見をいただくと共に議事進行について格別のご協力をいただき、誠にありがとうございました。

はい、私からは以上です。

上下水道管理課長

加治佐会長、ありがとうございます。また、委員の皆様、長時間にわたり、ご協議いただきまして、ありがとうございます。

閉会にあたりまして上下水道管理局長からお礼申し上げます。

上下水道管理局長

【お礼】

上下水道管理課長

これをもちまして、第4回津市上下水道事業経営審議会を閉会させていただきます。ありがとうございました。